

土木工事・業務の情報共有システム実施要領

(目的)

第1 この要領は土木部が所管する土木工事・業務において、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式の情報共有システムの活用により、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的として、必要な事項を定めたものである。

(対象)

第2 原則として、宮城県土木部が所管する全ての土木工事・業務を対象とする。ただし、下記に該当する場合は監督職員との協議により対象外にできるものとする。

- (1) 情報共有システムの利用に必要な通信環境が確保できない場合
- (2) その他、情報共有システムを利用することが不相当と認められる場合

(実施内容)

第3 発注者は、実施にあたり、情報共有システムの対象である旨を特記仕様書に明示する。

2 書類の提出は情報共有システムにより行うことを原則とするが、対象書類は着手時に監督職員との協議により決定する。ただし、契約関係書類については紙での提出を行う（電子契約である場合を除く）。なお、協議は別途定める「事前協議チェックシート」により行うものとする。

3 検査は情報共有システムの書類管理機能で作成された検査形式データを用いた電子検査を原則とする。ただし、紙で提出し、受理された書類は紙媒体で受検するものとする。

4 完成後は情報共有システムの書類等入出力・保管支援機能で作成された電子納品形式データを電子媒体に保存した上で発注者に納品すること。ただし、書面で提出した書類は紙媒体で納品するものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4 本要領において使用できるシステムは、国土交通省で公開している最新の「工事中における受発注者間の情報共有システム機能要件」および「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。

2 受注者は上記要件を満たすシステムのベンダーを選定し、発注者との協議により使用する情報共有システムの決定を行う。

(費用の取扱い)

第5 情報共有システムに係る費用については、下記のとおりとする。

- (1) 土木工事についての登録料及び利用料は共通仮設費率に含む。
- (2) 業務（測量業務、地質調査業務、設計業務）についての費用は間接測量費及び業務管理費、間接費に含む。
- (3) 発注者支援業務について活用する場合は間接原価に積上げ計上する。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。